

通告4番目、16番、尾和弘一議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

尾和議員。

○尾和議員 それでは、昼からになりましたが、私の一般質問を行います。いずれも重要な案件でありますので、市民目線で市民の立場に立って質問いたしますので、市当局のご答弁をお願いしておきたいと思えます。

まず第1点は、根来寺の防火対策であります。

昨年の10月31日、沖縄県における首里城が火災によって、県民の心の支えとなっていたお城が焼失し、無残な姿と化しました。首里城は、1429年に設立した琉球王国の政治外交、文化の中心で、築城は14世紀半ばから後半と見られ、溪流の地形を巧みに利用してつくられております。戦前は国宝に指定され、沖縄戦で焼失した戦後、県が守礼門や歓会門を再建し、正殿は琉球独特の宮殿建築で、1992年、沖縄の日本復帰20周年を記念して、国営公園として復元されました。正殿前の広場は、王国の重要な儀式が行われた場所でもあります。

2000年、首里城が世界遺産に登録されたのは皆さんもご存じやと思えますが、岩出市においても、重要なお寺である根来寺、観光資源の最たるものであろうと考えております。首里城と同様なことが発生しないよう、日常的に点検と対策が求められると考えております。私は、2007年（平成19年）の12月議会及び2008年（平成20年）3月議会において、根来寺の防火対策について質問をしてきたところであります。

そこで、本市の国宝、重要文化財に対して、防火対策では万全な対応をされているのか、1点お聞きをしたいと思えます。

2番目に、各施設の具体的な対策について、どのようにされてきているのか、ご答弁をいただきたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の根来寺の防火対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の国宝、重要文化財についてであります。現在、根来寺には、国宝が根来寺大塔、重要文化財は、大師堂、大伝法堂、光明真言殿、不動堂、大門、行者堂、聖天堂の建造物7棟のほか、大伝法堂に安置しております三尊像や絹本著色鳥羽天皇像の美術工芸品があります。根来寺以外では、旧和歌山県議会議事堂「一乗閣」、増田家住宅がございます。これら文化財の管理は、文化財保護法上の原則として、所有者が行うこととなっており、防火対策につきましても、所有者が行っており、

設置している防火設備については、自動火災報知機、貯水槽を設けた消火設備などがあります。

2点目の具体的な対策について、議員ご指摘の根来寺裏山の防火用水槽についてということですが、何年か前にご質問があったということですが、その後の進捗状況を申し上げますと、内部防水工事を行い、貯水槽の水が減った場合は、水位感知機が設置されているため、補充され、本坊周辺エリアの防火用として利用されています。

また、根来寺境内中枢部は、文化財的価値が特に高い地域であることから、防火対策の強化を図るため、国庫補助事業として、平成24年度から平成26年度までの3カ年事業で新たな貯水槽を設け、防火対策を講じており、年2回の消防用設備点検や文化財防火デイに伴う消防訓練を実施することともに、消防署の立入検査時に合わせて市職員も同行し、根来寺の防火・消火等の現状把握を行い、必要に応じて関係機関と協議し、適切に指導・助言するとともに、文化財に対する防火意識の高揚に努めているところでございます。

また、根来寺以外の重要文化財には増田家住宅と一乗閣があり、どちらの施設も消防用設備が設置されており、これも年2回の消防用設備点検や文化財防火デイに伴う消防署の立入検査の際に同行して、現状把握を行っているところでございます。

教育委員会としましても、今後とも文化庁や県と連携を密にして、防災対策の充実を図ってまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 確認なんですけど、そうしますと、約10年前に、私が質問したときから新たに防火水槽を設置をしたということであろうと思うんですが、それらの機能については、日常的に点検をされているということであろうと思うんですが、そこで、その当時、根来寺の自衛消防隊による消火栓を使った初期消火訓練を行うということと言われておりました。それについては、根来寺独自でそういう初期消火の訓練を実施をされているのか、改めて確認をさせてください。

それと、根来寺以外の増田家住宅ということでお話がありました。現存する住宅については居住をされているという状況でありますので、そういうことについて、どのような手順で日常的にやられているのか。

もう1点、根来の金田家住宅というのがあると思うんですが、これは重要文化財と指定されているのか、ただ、ここらについて、どのような形で岩出市はコミット

しているのか、指導しているのかということについて、重ねてお聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の再質問にお答えします。

点検のほうですけれども、これも先ほど申し上げましたとおり、点検をしてございます。それから、各文化財につきましても、所有者が点検等を行うということでございますので、その当時、根来寺で独自で消防隊をつくっていたということでございますが、いずれにしても、根来寺のほうで、この点をやっている。あるいはまた1日防火デイの際に訓練をやってございます。

それから、ほかの施設ですけれども、まず金田家住宅のお話が出ました。これ重要文化財ではなく、市の指定文化財でございます。それから、他の重要文化財につきましても、それぞれ消防用設備の設置は行ってございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。ぜひ、この問題については、根来寺だけじゃなくして、岩出市の文化的な建造物でありますので、日常不断にチェックをしていただいて、火災等の起きないような万全の体制をぜひ構築してもらいたいと重ねて質問をさせていただきます。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

国宝から市指定文化財まで、これ岩出市の宝でございます。しっかりと守って後世に引き継いでまいりたいと考えてございます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問願います。

尾和議員。

○尾和議員 2番目の新型コロナウイルスに関してであります。

この正月から以降、中国で発生したと言われておりますが、今、世界的な大変な問題になってきております。そこで、新型ウイルスの感染については、實際上、自粛規制の中で、人が動かない、そうすると物が動かない、それによって経済が悪化して、自粛ムードがさらに多方面に影響を及ぼすと。甚大な影響は出てきていると

思います。

和歌山県内においても、湯浅の有田済生会病院の集団感染、去る2日前には和歌山市内の市役所内で発生をしたということであります。当市においても、府県間の人の交流は、聞くところによりますと、岩出から大阪方面に仕事に通勤されている方が五、六千人おられるというふうに聞いておるんですが、こういう中で、必ず岩出市においても大きな影響があるということは、発生するという事は、日常的な問題として予期しておく必要があると思うんですね。

あわせて、外国からのインバウンドの観光客についても、中国や韓国の方が岩出を經由して高野山に行かれると。観光バスで行かれるということで、正月も、私たち、ホテルいとうでちょうどいてましたら、観光バスが横づけになって、ホテルいとうに四、五十人の方が宿泊をされているというような状況の中で、観光面でも非常に大きな打撃を発生しておるというふうに思います。また、いつ集団感染が発生するかわからないし、発生したとき、このウイルス感染に対して、具体的にどのように対処、対応するのか、重要な課題でもあります。

国はクルーズ客船の初動に失敗して、対策が後手後手に回ったことに危機感を持ちながらやっている感を見せようとして、突然、3月2日に小中学校の一斉休校要請を宣言して、学校現場の混乱を引き起こしているのが現状だと思います。

さらに、多くの自治体が公共施設を閉めて、市民や集会や会議などの中止をしてきております。意見を出して議論するという民主主義の根幹が危なくなっているのが現状であります。

そこで、緊急事態宣言なるものが発せられますと、マスコミを統制し、市民の目や耳を塞ぐようになれば、あっという間に民主主義は崩れ、緊急事態は国会承認もなく、最長で2年間も継続できる内容のものであります。戦前の大政翼賛会に似た状況になる得ることは火を見るよりも明らかであります。今、政府がやるべきことは、市民の不安をなくして、適切な情報提供等、検査や診療体制の充実、休業補償等、どん底にかかろうとしている経済対策であろうと思います。

当市においては、そういう観点から、以下11項目について、具体的に質問をさせていただきます。

まず第1点は、当市における感染症問題で、観光客及び事業所の影響や変化はどのようにつかんでおられるのか。

2番目に、感染者の発生に伴う当市の対応・対策方針について、どのように構築をされているのか。

3 番目に、感染不安に対する市民への案内・広報についてはどうされているのか。

4 番目に、感染が疑われる方の搬送・救急車等の対策については、どのようなように計画をされているのか。

5 番目に、この指定感染症コロナウイルスが発生した場合に、指定感染症病院というのは、岩出市民はどここの病院に行くのか、これについて答弁ください。

6 番目に、地域医療病院の問題であります。岩出市と紀の川市で設立しております那賀病院の問題であります。今、国のほうでは統合問題が取り組まれておりますが、この統合問題で那賀病院の将来についてはどのようになっていくのか、ご答弁ください。

7 番目に、本市の消毒液及びマスクの備蓄についてはどうなのか。今、薬局等での販売はほとんどありません。こういう状況の中で岩出市はどのような備蓄をしているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、新型感染症の発生に対する危機管理計画というものをどうされているのか、お聞きをしたいと思います。

9 番目に、小中学校の閉校による課題、児童の問題、これらの問題点についてどのように把握をして、どのように手を打っているのか、お聞きをしたいと思います。

10 番目に、いつから小中学校及びそれらの学校について、開校する予定なのか、これについてお聞きをしたいと思います。

11 番目に、これらの新型コロナウイルス感染症によって、市の行事であるマラソン大会が中止になっております。このマラソン大会における参加費用については、その後どのような対応をしていくのか、これについてご答弁ください。

○田畑議長 ただいまの 2 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員ご質問の 2 番目、コロナウイルスの影響と対策についてですが、市では新型インフルエンザや病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症に対応するため、平成 27 年 4 月に岩出市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しております。今回の新型コロナウイルスへの対応策についても、行動計画に基づき、2 月 12 日以降、5 回の岩出市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議を開催しております。

また、政府から全国の小中学校等への休校要請が出されたことを受け、3 月 2 日に岩出市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、市行動計画に基づき、各部の連携を図り、情報収集等の対応を行っております。

なお、詳細につきましては、担当部長のほうから答弁をさせます。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 1点目、感染症問題で、観光客及び事業所の影響・変化はどうかについて、通告に従いお答えいたします。

観光面として、市が所管する観光施設2カ所の道の駅では、前年度1月、2月、3月の状況と比べて、来客数では、現在のところ、特に大きな影響を受けている状況ではございません。また、商工面におきましては、市内商工業者の状況について、常に岩出市商工会と情報のやりとりを行っているところ、一般的な話として、市内宿泊施設において、外国人の予約が全てキャンセルとなり、宿泊客が激減していること、市内飲食店等においても、通常時よりは来客が少なくなっているということは情報として得ておりますが、具体的な数字につきましては、商工会でも把握しておらず、報告も受けておりません。

今後も情報収集に努め、対策に当たっては、国・県の方針に従い、迅速に取り組んでまいります。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員ご質問の2番目のコロナウイルスの影響と対策についての2点目、感染者の発生に伴う本市の対応・対策方針はどうか及び8点目の新型感染症の発生に対する危機管理計画はどうかについて、一括してお答えいたします。

市長の答弁にもございましたが、市では新型インフルエンザ等対策特別措置法、国及び県の新型インフルエンザ等対策行動計画にて示されている基準事項等を踏まえ、新型インフルエンザや病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症に対応するため、平成27年4月に岩出市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しております。今回の新型コロナウイルスへの対策についても、本行動計画に基づき、2月12日水曜日に第1回の岩出市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議を開催、以降4回の連絡調整会議を開き、2月26日の首相のイベント等についての要請に鑑み、岩出市における対応方針を定め、国の動向を見て随時見直しを行っております。また、政府から全国の小中学校等への休校要請が出されたことを受け、3月2日月曜日に、岩出市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、市の行動計画に基づき、各部局の連携を図り、情報収集等の対応を行っております。

次に、3点目の感染不安に対する市民への案内・広報はどうかについてですが、市ウェブサイトにおける情報提供を初め手指消毒やせきエチケットなどのチラシを公共施設への掲示するなど、各種機会を捉まえ、感染を未然に防止するため、

周知啓発を行っております。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 尾和議員ご質問の4点目、感染が疑われる方の搬送についてです。

那賀消防に問い合わせたところ、発熱等の症状があつて、救急搬送をする場合は、患者さんにマスクをつけていただき、職員もマスク、手袋、眼鏡と感染防御ガウンを身につけ対応するとのことでした。また、救急車についても、常に消毒を行っているとのことでした。

次に、5点目の指定感染症病院についてですが、県より、那賀保健医療圏域では第二種感染症指定医療機関として、公立那賀病院が指定されております。

次に、6点目の地域医療病院の統合についてですが、厚生労働省が昨年9月26日に公表した再編統合の議論が必要と位置づけた公的病院などの中に、公立那賀病院を含め、那賀保健医療圏域の病院は含まれておりません。

次に、7点目の消毒液及びマスクの備蓄についてですが、アルコール系消毒液12リットル、次亜塩素酸水の消毒液40リットル、サージカルマスク1,450枚とN95マスク3,360枚を備蓄しております。マスクの配布については、備蓄数が少ないことから難しいと考えております。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 9点目、10点目、11点目、一括してお答えいたします。

まず9点目の小中学校の休校による課題・問題点についてですが、休校に至った理由につきましては、2月27日、安倍総理みずから、3月2日から春休みまでの間、全国の小中学校の臨時休校を要請するという発表がありました。この要請を受け、県教育委員会から同様の措置を求める要請がございました。この要請をした時点では、新型コロナウイルスの感染者拡大の初期段階にあり、厚生労働省の専門家会議において、これからの1週間から2週間が収束できるかどうかの瀬戸際になると指摘されており、ピークカットを目的に集団発生を防いでいくための措置であるということでした。

岩出市においては、この当時も、今も感染者が発生しておりませんが、お隣の和歌山市では感染者が発生してございます。和歌山市には大勢の市民が通勤・通学しており、また、市民にとって生活圏であることから、感染者が出ないとは断言できない状況であることは間違いなく、また同時期に、北海道、大阪府においても、知事が休校要請を発表してございました。こういった状況の中、教育委員会としては、

校長会を直ちに開催し、休校した場合の課題や保護者への通知等のあり方について検討し、学校については3月2日から3月24日までの間を休校とする方針を決定したところでございます。

次に、10点目のいつから開校するのかについてですが、学校再開については3月16日の参議院予算委員会集中審議において、文科大臣が4月からの学校再開を念頭に、科学的根拠に基づく指針を策定する考えを示してございました。その後の進捗でございますが、3月19日に専門家会議が開催され、専門家会議の見解は、感染が確認されていない地域、収束に向かい始めている地域、拡大傾向にある地域の3つに分けて判断するとしております。

この見解を受けて、文科大臣は一斉休校の要請は延長しないことを確認したというふうに明言されております。地域の実情に応じて、新学期から学校を再開する場合の準備を進めていきたいと発表されており、今週中の早い時期にガイドラインが公表されるものと思いますので、ガイドラインの公表を待って、岩出市新型インフルエンザ等対策本部に学校再開について諮り、決定したいと考えてございます。

また、この間の対応ということで、保護者の皆様に対しては、休校決定後の2月28日付で一斉休校について通知するとともに、連絡事項としまして、規則正しい生活を心がけること、日々の健康管理を適切に行うこと、適切な栄養補給と休息をとること、人込みを避け不要不急の外出を控えること、学童保育の案内などを通知してございます。

また、休校して10日が過ぎました3月11日付で、不要不急の外出を控え、規則正しい生活を送るとともに家庭学習に励むこと、軽い風邪症状がある場合は外出を控えることなど、感染予防に十分注意することについて通知をしてございます。

次に、11点目のマラソン大会中止による参加費用についてですが、第14回岩出マラソン大会については、今回初めての試みとして、仮装、コスプレを導入して、3月8日開催予定で準備を進めていたところでございますが、2月26日の自粛要請等を受けまして、マラソン大会の中止方針を決定して、2月28日、第14回岩出マラソン大会実行委員会役員会を開催して、中止を決定したところでございます。

また、この役員会において、今後の対応についても協議し、参加費用については、申込規約に基づき返還しないと決定しましたが、当日、開催すれば、参加賞として配布する予定でありました記念Tシャツ、記念タオル、これを記念品として、後日郵送することを決定してございます。

なお、参加費用につきましては、エントリー種目によって申込金が1,000円と

2,500円の2つの部がございます。1,000円の部については記念Tシャツと記念タオル、2,500円の部については、記念Tシャツ、記念タオル以外に、金額に合わせて岩出市の特産品を送付する予定としてございます。

なお、今回の中止によりまして、既に発注しているもの、支払わなければならないもの、また、未発注のもの精査の上、余剰金については市に返還することになります。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 まず第1点なんですが、岩出市には、今、発生してないというご答弁がありました。しかし、これは保菌者でありながら発生しない方が多くあるという専門医会議の中で発表されております。そうしますと、特に70歳以上、私もそうなんですが、高齢者、既往症のある高齢者、特に感染をしますと重篤な状態になるということが言われております。

そこら辺について、今の岩出市が出しているホームページ等を見ますと、具体的に書かれておらないのが実態ではないかなと思うんですよね。そこら辺について、もっと具体的に必要とところに必要な広報をぜひこの機会にやっていただきたいということを計画していただきたいことを求めておきたいと思います。

それから、感染症の中でも、特に言われているのは、岩出市には発生しないかという、これまた疑問な点が多くあります。集団発生ということである場合と、今は全国的には、この状況の中で、いつ発生するかわからないという状況にありますので、そういう場合に機敏に対応できるのか、それに対してどうしていくのかということが問われていると思うんですが、そこら辺についても万全かどうか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、那賀病院の統合問題については、那賀病院は統合する地域医療病院ではないということなんで、今までどおり存続をするという理解でいいのかどうか。今後についてのご見解をお聞きをしたいと思います。

それから、消毒液及びマスクの点なんですが、今、ドラッグストア、薬局に行ってもほとんどないわけです。早朝の開店時期に数十枚か置いておるんですけども、すぐ売れてしまうという状況の中で、消毒液もなければマスクもないという状況の中にあります。

この問題については、備蓄数量が全部で4,700枚ぐらいですか、マスクについては。消毒液も岩出市の在庫からいって多いとは言えないと思うんですよね。この機

会にそこら辺も見直しをして、備蓄計画についてはもっと、特段腐るものでもありませんから、マスク等については必要なだけ備蓄をして、市民が求める場合については、それに出していただくというような体制も一方で必要ではないかなと、そのように思っておりますので、これについてお聞きをしておきたいと思えます。

それから、市長も総務部長も危機管理計画についてはつくっておるということなんですが、これが市民の間に正しく宣伝し、それを知る機会があるかということ、そんなにないと思うんですね。これらについて、もっと具体的に、市民に向けて危機管理計画についてはこうしますよと、安心してくださいというような形で、市民の皆さんに教宣をするということも大切であろうと思えますので、それについてお聞きをしておきたいと思えます。

それから、小学校、中学校の閉校についてですが、安倍総理の発言は、あくまでも要請であって、法的な根拠はどこにもなかったわけでありまして。各地方自治体によって判断をして、要請であっても継続して、学校を閉鎖しないで授業をしたところもあります。これらの問題については、一律に対応するんじゃなくして、岩出市独自の判断もあってよかったのではないだろうかという気もいたします。これについて、横並びですということに対する問題について、どのように捉えておるのかということをお聞きをしたいと思えます。

それから、小中学校の開校の問題ですが、きょうの昼のニュースを見ますと、文科大臣が新学期から全国一律に開校するということでは言われておりました。ガイドラインがあることはあると思うんですが、岩出市においては、新学期から開校するという体制がとれるのかどうか、これについてお聞きをしたいと思えます。

それと、小中学校の閉校によって、要支援の児童の食事問題、それから両親が働いて家で、鍵っ子ですね、家でいてると。シングルマザーやシングルファーザーの子供さんにとっては、非常に大変なストレスもかかっておまして、この問題について、具体的に詳細に学校現場において、教職員はやっておられると思うんですが、どういう手だてを今日までしてきているのか、お聞きをしておきたいと思えます。

それから、最後になりますが、マラソン大会の中止による参加費用については、今のところ、記念品等については郵送すると。2,500円の部類については特産品をということではありますが、いずれにしても、参加費用を含めて、そこら辺の費用と収支をあわせて、もし残るようであれば、その分については全て参加費用で納めた人に対してお支払いをすると、返金するということが一番いいのではないかなというふうに思えます。

それか、今回の参加費用については、もう1点考え方としては、来年の参加費用については横滑りで受け入れるという自治体もあるように聞いております。こちら辺について、岩出市はどのようにされるのか、それについてお聞きをしておきたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

質問中にありました、岩出市においても、いつ新型コロナウイルスの発生者が発生しないというか、そういう状況がわからない中で、まず機敏に対応できるのかという点と、あと危機管理計画をつくっているということであるが、具体的に示してほしいという、そういったご質問であったかと思えますので、そのご質問についてお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁の中でもございましたが、岩出市におきましては、岩出市の新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しております。これの対策の目的と基本的な考え方を述べさせていただきます。市は、この対策の目的としては、感染の拡大を可能な限り抑制して、市民の生活、健康を保護すると。それと、医療提供のキャパをできるだけ守られるように、ピークをおくらせると、そういう趣旨で、国と県、事業者と連携、協力しながら、発生段階に応じた総合的な対策を推進していくということでございます。

今の段階では、岩出市内では、まだ新型コロナウイルスに感染したと確認された例はございませんが、これの予防策としては、先ほども言いましたが、手指消毒とか、個人の努力、これが一番であります。それと、集会等もできるだけ、今の段階は控えるようにと、そういったことで対策をしております。

それと、先ほども質問の中で回答させていただいておりますが、現在、岩出市では新型インフルエンザ等対策本部、これを立ち上げております。本部長が市長であります。副本部長は副市長、教育長、それと各本部員として、消防長及び各部長が入っております。

それぞれこの組織の中で、所管の業務を定めまして、情報収集等を行っているところでございますので、対応は機敏に対応できるものと考えてございます。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 尾和議員再質問についてお答えします。

公立那賀病院の存続についてでございますが、先ほどの答弁にもございましたよ

うに、昨年9月26日に公表しました再編・統合の議論が必要と位置づけた公的病院の中に含まれてごさいませんので、存続という形になります。

また、マスクの備蓄等が少ないということですが、今回の新型コロナウイルスの感染者が日本で出始めました1月末に追加発注を行いました、入荷の見通しが立たないとのことで、現在の備蓄数となっております。今後も計画的に備蓄等を整えていきたいと考えてごさいます。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

まず休校の件です。今回の全国一斉の休校要請、確かに唐突感あったことは否めません。学校現場や保護者にとって受けとめ方はさまざまであると思います。先ほども申しましたが、専門家会議において、ここ1週間から2週間、瀬戸際になるということで、ピークカットを目的に集団発生を防いでいくための措置として、一定の効果があるものと思います。

ただ、今回の判断が適切か過剰反応かということについては、現時点においては結論を出すことは難しく、収束を迎えた時点で検証すべきことであると思います。今、我々やるべきことは、感染の拡大防止と一日も早い収束でありまして、特に感染症の場合は臨機応変なスピード感を持った柔軟な対応が必要であると、このように考えてごさいます。

この対応においては、大規模なイベントなどの自粛も含めて、社会全体で対応していかなければならないものと思います。

それから、開校についてということですが、今回示されるガイドライン、地域の実情によって対応が異なるため、きめ細かい指針を示したいと、こういうことごさいますので、岩出市は岩出市の実情に沿った判断をすることになると考えてごさいます。

それから、教師、この間、どういう対応をしていたのかということごさいますが、まず休業中の児童生徒の生活状況の把握についてですが、各小中学校では、電話連絡や家庭訪問による確認と宿題などのポストインを行ってごさいます。

また、教育委員会では、登校時のパトロールにかわり、午後1時30分から市内パトロール、青少年センターでは2時半から午後4時までのパトロールを行っており、3月11日には、岩出警察、青少年センターと教育委員会で市内のゲームセンターやカラオケ店など、パトロールを行っているところでごさいます。

それから、マラソン大会の件ごさいますが、来年度の出場権を与えるなどの措

置というようなこともございました。この件についても、実行委員会の中でも検討したところでございますが、ほかのマラソン大会の状況を見ましても、やはり単年度決算でございますので、来年度に出場権を引き継ぐということは、どのマラソン大会も余りされてございません。来年へ引き継ぐということになりますと、申込金を担保しておかなければなりませんので、来年度は来年度で改めて募集をすることになりますので、そういう出場権の引き継ぎというのは難しいということから、記念品で返還するというように決定してございます。

それから、今回の返品でございますが、1,000円の部では、先ほど申しましたようなTシャツとタオル、ここに郵送料もかかってまいります。返還率でございますと112.8%、2,500円の部はTシャツ、タオルと特産品、そこへ郵送料もかかってまいります。これ返還率が約70%ということでございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 今、再質問で行ったんですが、ちょっと具体性がなかったんで、お聞きをしたいと思うんですが、小学校の休校、中学校の休校に伴って、まず第1点は、日中の子供の居場所の確保問題、これをどうしてきたのかということが問われていると思うんです。

2番目は、子供たちの食事確保ですね。

それから、3番目は、要支援家庭や児童への支援、ここら辺はどのように具体的に今日までやられてきているのか。宿題等についてはポストインをしたということですが、それ以外の今申し上げた点について、再度お聞きをして確認をしておきたいなと思っております。

それと、那賀病院は、第二種という形で言われたんですが、實際上、集団発生した場合のベッド数は幾つ対応できるのかと。那賀病院でやるということらしいんですけども、那賀病院は幾らそういう重症者を受け入れるキャパというんですかね、あれがあるのかと、受け入れ件数があるのか、これについてどのようにつかんでおられるのか、これをお聞きをしておきたいと思っております。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 子供の居場所づくりということでございましたが、先ほど1回目で答弁させていただきましたとおり、学童保育を設置して、そこに誘導をしてございます。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 尾和議員の再々質問についてお答えします。

先ほど教育部長のほうからも答弁もございましたように、学童保育ということで居場所づくりを行っております。なお、学童保育につきましても、通常、午後という形になってございましたが、1日延長して学童保育のほうを行っております。

また、那賀病院の病床数ですが、那賀病院は4床という形になってございます。

なお、学童保育の食事については弁当を持ってきていただいております。

○尾和議員 要支援児童に対する支援はどうしているかという答弁ないんです。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 要支援児童等につきましても、現在のところ、生活保護等、そういう問題等があるというふうなことは聞いてございません。

○尾和議員 そんなこと聞いてない。要支援児童についてはどうされているのかと聞いている。全然やってないの。やってなかったらやってないで。

○前芝生活福祉部長 学童保育を利用されている方については、学童保育を利用してございます。

○尾和議員 学童保育で受け入れできない人があるでしょう。600人からいてるといふ、要支援者に対しては、それはどうされているんですかと聞いているんです。

○田畑議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員の再々質問にお答えさせていただきます。

要支援とか、そういうことは全く関係なく、今のところ、学童保育において、今月は無料で、皆さん受け入れさせてもらっておりますので、特に要支援だからどうというような問題は起きておりません。ですので、要支援だから支援するとか、そういうことではなく、全希望者を無料で受け入れさせてもらっております。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

尾和議員。

○尾和議員 それでは、3番目のIR・カジノ誘致についてお聞きをしたいと思えます。

今、和歌山県知事は、カジノ誘致に向けてご熱心で、取り組みをされておりますが、この誘致には、私たちの血税が約七、八千万使われると言われております。過日、大阪の井上弁護士講演を聞いて、カジノに対する問題点を指摘をされております。カジノの百害いろいろという形で、刑法で禁止されている犯罪行為、カジノ

は賭博であり、賭博行為は、この日本の中では最高裁の判決で刑法で禁じられている犯罪行為であります。

青少年に与える影響についても、家族ぐるみでかかわる I R 施設に公然と賭博場があることは、賭博への抵抗感を喪失させてしまい、青少年に悪い影響をもたらすことが言われております。人生は一変すると。ほとんどの人は巻き上げられて、飢えや借金に苦しむことになる。大王製紙の御曹司は100億円を巻き上げられ、一獲千金に人格が破壊された事件が過去発生しております。

不健全な成長戦略であると言われております。カジノは、賭博客の負け分が収益の柱となる。ギャンブルにはまった人や外国人観光客への散財に期待し、他人の不幸や不運を踏み台にするような成長戦略は極めて不健全であると言わなければなりません。

かけ行為は、国民所得の削減を意味します。何の生産物も生まず、お金と時間が吸い上げられる。ギャンブル依存症で悩む人たちは、ギャンブルをしたいという衝動を制御することができず、そのせいで借金をし、勤労しなくなり、社会生活上の問題が生じて、やめられないといった状態に陥るし、家族や周囲にいる人たちへの影響も大きい、そう位置づけております。さらに治安の悪化をさらけ出しております。

昨年1年間に起きたギャンブル絡みの犯罪が2,328件もあり、そのうちパチンコ絡みが1,329件、公営ギャンブル絡みが999件、2017年6月には、マニラのカジノで発砲放火事件があり、36人が死亡しております。外国人賭博客に期待できないシンガポールやマカオのカジノ業者の収益の大半は中国富裕層の負け金であり、最近では中国の腐敗取り締まり強化で、さらに急減しており、そもそも中国や韓国では賭博を禁じており、日本のカジノでも勝ち金を受け取ると自国で処罰の対象になり得ます。韓国、米国では、カジノ設置自治体の人口減少あるいは多額の損失をこうむったという調査結果も出ております。

そこで、岩出市の基本的な考え方についてお聞きをしたいと思います。岩出市の I R・カジノの現状について、どのように今認識をされているのか、まず第1点お聞きをしたいと思います。

2点目は、和歌山マリーナシティへの設置は、県は推進をしているが、岩出市長としての見解を求めておきたいと思います。

3番目は、影響を受ける隣接する市として、どうこれに対して取り組みをしていくのか、お聞きをしたいと思います。

青少年への影響はどのように感じておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、最後になりますが、ギャンブル依存症への対策、対応について、どのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の3番目のカジノ誘致についての2点目、本市の見解はどうかについてをお答えをいたします。

I R 誘致については、和歌山県が地域振興事業と掲げ、誘致に向けた取り組みを進めており、経済の活性化、雇用の拡大、観光客の増加等による地域活性化につながる事業であると認識はいたしてございます。しかし、現状は特定複合観光施設区域の認定までには至っておらず、隣接市の市長としての見解を申し上げる段階ではないと考えております。

今後、国から基本方針が公表され、それに基づき、和歌山県が定める実施方針が策定され、I R 事業者の公募、選定、区域整備計画の作成と地域認定に向けた手続が進められていくものと思いますが、その推移を見守ってまいります。

その他のご質問につきましては、担当部長のほうから答弁をさせます。

○田畑議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 尾和議員の1点目、I R・カジノの現状認識についてお答えいたします。

和歌山県がI Rを核に、県内を周遊し、長期滞在していただくリゾート型I Rの誘致を目指しており、国の基本方針の公表時期にもよりますが、春ごろまでに県が実施方針を策定して、I R事業者を公募し、秋ごろには事業者を選定、その後、選定されたI R事業者と共同で区域整備計画を作成し、パブリックコメントの実施や和歌山市の同意などの手続を経た上で、県議会の議決後、国土交通大臣に認定申請の予定であると認識しています。

また、県ではI R事業用地を購入するため、12月議会でI R事業用地売買の停止条件付契約の債務負担行為の議案を可決し、現在、和歌山マリーナシティ株式会社との仮契約が完了していると聞いております。

次に、3点目の影響を受けるのは岩出市であるが、どう考えているのかについてであります。和歌山県がI R事業者と共同で作成する区域整備計画が作成されていない中、具体的な影響を把握するのは困難であります。

しかし、県の試算では、経済波及効果としてI R来場者数は年間約400万人、建

設投資額約2,800億円、運営等による経済波及効果は年間約3,000億円、運営等による雇用創出効果は約2万人と算出されており、近隣市である岩出市にもIRによる誘客効果や雇用創出効果が期待され、地域活性化に資する有効な手段であると考えています。

また、一方で懸念される社会的問題として、反社会勢力の介入や風紀への悪影響などの不安要素に対する対策につきましては、県において誘致が決定された場合、適切な管理と隔離で克服できるものであると考えております。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 4点目の青少年への影響はどうかということですが、IR整備法では、国が施設整備のための基本方針を定め、都道府県は国の基本方針に即した実施方針を定めなければならないとされており、県におきましては、先日までこの実施方針案についてのパブリックコメントを実施しております。現段階において正式な実施方針はまだできてございません。ただ、実施方針案においては、和歌山県は青少年の健全育成のため、依存防止に係る啓発活動、学校等での依存症予防教育、IR区域や周辺商業施設における青少年の保護、育成等を強力に推進すると記載されており、また、国の基本方針において、事業者はIR整備法に義務づけられている20歳未満の者のカジノ施設への入場禁止や20歳未満の者に対する勧誘の禁止等の措置を確実に実施するとされてございます。

いずれにしましても、岩出市は和歌山市に隣接しておりますので、県の実施方針が策定された段階で何らかの動きがあるものと想定しており、本市としましては県の実施方針に基づき適切に対応してまいります。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 尾和議員ご質問の3番目の5点目、ギャンブル依存症への対策はどうかにお答えします。

ギャンブル依存について、市に相談があれば、岩出保健所や岩出市にある専門医療機関、岩出市障害者児者相談・支援センターと連携を図り、対応することとしています。

なお、岩出保健所では、月2回、医師による心の相談も実施しております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 ギャンブル依存症、カジノ誘致の問題については、今ご答弁、岩出市の考え方を聞きましたが、基本的に賛成だという姿勢で臨むということでしょうか。

これについて確認をさせていただきます。

それと、今、ギャンブル依存症の問題も出ているんですが、カジノの問題については、ギャンブル依存症、マネーロンダリング、治安の悪化というのが、3点言われております。日本でのカジノ解禁によって、ギャンブル依存症の増加というのは目に見えております。日本では、既にパチンコ、パチスロ等によるギャンブル依存症に蔓延していると言われており、日本人の人口の3.6%、この方がギャンブル依存症であると医学的にも発表されております。

また、これはドイツが0.2、イタリアが0.4、カナダが0.9、スイスが1.1、フランスが1.2、オランダが1.9で、飛び抜けて日本のギャンブル依存症の疑われている人はいてるということでもありますので、ここら辺もやっぱりギャンブル依存症の問題について、真剣に取り組む必要があると私は思っております。

現在、新たな問題として、カジノができることさらに増加をするという問題もあります。現在、政府はカジノ解禁を機に、新たなギャンブル依存症対策というものを乗り出しておりますが、この依存症対策だけでは、根本的に解決するものではないと私は考えております。

また、マネーロンダリングにおけるこの問題については、違法な手段で麻薬取引や脱税、反社会的組織の犯罪など、得た資金の出所がわからなくさせ、不当な方法で得た資金を見せかけにする犯罪がふえると言われております。

このような状況の中で、今のカジノの問題で、韓国では鉾山閉鎖後の発展のためと言いながら、カジノ誘致をした結果、どうなっているのか。カジノ周辺、消費者金融、風俗店が建ち並び、カジノでお金をなくした人が周辺のサウナ等に住みつくカジノホームレスが急増していると言われております。この治安悪化に対して、韓国ではパチンコを禁止することと同時に、国内のギャンブル依存症患者が集中していることや、依存症対策が不十分であることなどから、さまざまな取り組み、問題を引き起こしておるといことも、この治安悪化に絡めて知っておくべきであると私はそのように考えますが、岩出市の考え方についてお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

岩出市として、IR誘致について、市は基本的には賛成かどうかという件であります。先ほど市長も申しあげましたように、国から基本方針が公表され、それに基づき、和歌山県が定める実施計画が策定され、IR事業者の公募選定区域整備計画

の作成と区域認定に向けた手続が進められてくると、こういうことでありますが、最終的には議会の皆様にもご意見を伺うことになるので、このように考えてございます。

○田畑議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 再質問にお答えいたします。

当市といたしましては、立地市町村等に当たらないため、具体的な行動はできませんが、IR事業者が決定し、県の区域整備計画が明らかになり、近隣の地方公共団体の意見を表明する機会があれば申し上げるべきことは申し上げてまいります。

ただ、この件に対しては、メリット・デメリットがありますので、慎重に市として対応していかなければならないと考えております。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えします。

ギャンブル依存症関係についてですが、ギャンブル依存症は、ギャンブルだけでなく、依存の問題については専門家にかかわることが必要となってきます。保健所には精神保健福祉士等も勤務してございます。専門的な相談を受けることができます。さらに保健所から県の精神保健福祉センターにつないでいただくことで、回復に向け、認知行動療法を使った心理プログラムを受けることもできますので、市としても協力していきたい、連携をとっていきたいと考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 具体的に、そうしますと、提案がされたときに、そういう行動計画が出たときに、岩出市の態度を表明するということでしょうか。今聞きますと、慎重に対応したいということをおっしゃってらっしゃるんですが、基本的に、やはりIR・カジノ誘致については賛成であるという理解でいいのかどうか、再度確認をさせていただきます。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 市としての見解なんです、懸念される社会的問題などの対策につきましても、国・県において実施することが責務であると考えておりますので、今後、国・県の動向を注視しながら、必要な対応に努めてまいりたいと考えております。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後 2 時 40 分から再開します。

休憩 (14時 25分)

再開 (14時 40分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、4 番目の質問をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 4 番目、防災行政無線の問題点ということで、ご提案並びに質問させていただきたいと思います。

岩出市の現行ある行政無線に関してであります。市民の声は、理解できないことがあると。その中でも、子供や岩出市に在住する外国人にもわかりやすい言葉で放送してほしい。また、平常時は聞こえても、昨今の機密性の高い住宅には、何を放送しているのか聞き取れない等々、困っている。今年度予算で計上されておりますこの改修であります。これらの全ての問題を解決するのでしょうか、疑問であります。

そこで、私は 2 点について質問させていただきます。

まず第 1 点は、市は今ある放送の現状をどのように認識しているのか、見解をお聞きをして、子供や外国人にわかりやすい言葉による放送をどのように心がけておられるのか、ご見解をお聞きをしたいと思います。

また、2 番目に、雨や風、反響して聞き取れない障害を解消するために、これにあわせて戸別受信機の全戸配布計画をすべきであるというふうに私は考えておりますが、この予算と計画についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの 4 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員のご質問の 4 番目、防災行政無線の問題点のまず 1 点目、子供や外国人にもわかりやすい言葉による放送ということで、現状の市の見解ということについてお答えをいたします。

現在の防災行政無線による放送は、平成 30 年度から実施している同報系防災行政無線デジタル化に伴う操作機器更改により、昨年 8 月から文字入力による機械音声放送を実施しており、正確かつ均一の内容での放送、発音の明瞭化や放送者の声質による聞き取りにくさの解消などに努めております。

また、平易な言葉を用いたり、文節ごとに区切った放送を行うなど、放送内容に

においても聞き取りやすさの改善に努めております。

外国人の方に向けては、現時点で市内放送は外国語に対応しておりませんが、防災関連情報については、市ウェブサイトからも発信しており、自動翻訳機能を利用し、英語、中国語、韓国語に対応可能としております。

次に、2点目の雨風等で反響して聞き取れないと、そういうことでの戸別受信機の全戸配布の予算あるいは計画、そういうのがあるのかどうかということについてであります。気象状況などにより無線放送が聞き取りにくい場合なども想定されることから、災害情報等の伝達には放送内容を再度聞くことができる電話応答サービス、それと岩出市安心・安全メール、あるいは防災わかやまメール配信サービスなどの登録制メール、それと緊急エリアメールなどの強制配信を行うものや、市ウェブサイトやSNS等の複数の手段を用いることとしております。

戸別受信機につきましては、今申し上げました複数の情報伝達手段を用いていることから、現時点で全戸配布等の予定はございません。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 聞き取りにくいという解消のために、行政無線が今年度予算で計上されておりますが、戸別受信機については、岩出市もご存じや思うんですが、防災行政無線の戸別受信機等に関する地方財政措置として、緊急防災、減債事業債として、地方債の充当率は100%、それから特別交付金措置として、設置率に応じて70%を国が面倒を見ますよということで、予算措置がされておまして、各地方自治体においても、これが集中豪雨等によって聞き取りにくいところに、各家庭に戸別に配布をして、そこから聞けるような状況をつくり出していくということで、戸別受信機の設置を国自体が推奨をしております。

そこで、岩出市においては、この事前調査のときに、予算と設置費用と合わせて幾らぐらいかかるのかと試算をしていただきたいということを申し上げておったんですけども、今の答弁では回答が漏れておりますので、再度お聞きをしたいと思います。

あわせて、聴覚障害者、それから視覚障害者対応についての問題も含めて、どのように解決していくのか、再度ご答弁ください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、戸別受信機の設置費用等、防災行政無線のデジタル化を導入する際に検討したのかということでございますが、費用については、その当時、概算でいきますと、本体が5万円、アンテナが1万円、労務費が4万円、計10万ということで、1件当たり10万円程度の費用がかかるというふうな概算をその当時はしております。

○尾和議員 財政措置を利用するという考えはなかったのか。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

尾和議員の言われている財政措置を利用しての設置を検討しなかったのかということでございますが、これにつきましては、最初の答弁でもお答えをいたしておりますが、聞き取りにくい場合には、他の、現在は電話応答サービスとか、岩出市の安心・安全メールとか、そういった補完する情報伝達手段がございますので、特に財政面での検討というのもしてございません。

○尾和議員 視覚障害者、聴覚障害者の対応についてはどうなんですか。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 尾和議員の再質問についてお答えします。

聴覚障害者につきましては、ファクスを利用して送らせていただいております。

なお、視覚障害者につきましては、聴覚のほうはそのまま聞こえますので、無線と同じような形になります。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 総務部長が答弁されました件なんですけど、本体が5万円で、1万円と、1戸について10万円かかるという答弁をされました。私が各市町村の戸別受信機を設置している市の担当課に電話したら、本体自体は1万円で購入できますよと。購入できて、設置費用については業者が設置するので、大体1万円ぐらいかかるなど。全部合わせても2万円程度。岩出市の場合、岩出市の1戸当たりの金額としては、その程度やというように理解しておるんですけども、10万という金額はどこで出るのがようわからないんですが。

2回目の質問のときに私言ったんですけども、再度申し上げますと、地方財政措置として、本体と戸別受信機を一体で整備する場合、地方債として10%の地方債を充当することはできますよと。これは平成29年から平成32年度の事業として取り組みをしてくださいと。国も戸別受信機単独だけであれば、措置として70%の形でできますよと、国は出しますよという、お金を出しますよということですから、そう

いうものを利用して、放送だけで、行政無線だけで聞き取れないというところをカバーするためにも、この制度を利用して、なぜ積極的に取り組まないのかと。災害に対する取り組み姿勢を問われていると私は思うんですよね。再度答弁ください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

地方債を活用して、財源は充当できるということで、戸別の受信機を各家庭に導入する考えというのを検討しなかったのかというご質問であったかと思えます。

本市としては、まず、確かに気象状況により無線放送が聞き取りにくい場合、想定されるということで、ただ、その場合は、先ほどから申していますように、電話の応答サービス、あるいは岩出市の安心・安全メール、防災わかやまのメール配信サービスなどの登録制メール、あるいは緊急エリアメールの強制配信などでカバーできると考えておりますので、財源の話もそうですが、そういった代替の情報伝達手段を用いることができるので、全戸配布等は考えておりません。

それと、全戸配布という話であります。令和2年2月末で世帯数は2万3,298世帯、岩出市には世帯数ございます。尾和議員がおっしゃるように、1世帯2万円としても4億6,596万円かかるというような形にもなりますので、そういった点で検討はしてございません。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 5番目の質問をします。和歌山市の水道漏水事故、本市の対策はどうかということでもあります。

そこで、これは午前中の質問の中でもされておりますので、ダブるところについては省かせていただきたいと思います。この断水、中止によって和歌山市においては非常に市民に対する影響があったということで、多大な迷惑をかけ、申しわけありませんでした。尾花市長みずからが謝罪をして、報酬の減額を3月議会で提案して、それを可決しております。

そういうことにならないように、岩出市においても、和歌山市で起きた漏水管路事件に対して、十分そのことを岩出市も認識して、これからどうしていくのかということが問われているわけでもあります。

そこで、和歌山市の漏水時の原因は何であったのか、1点目ですね。

2点目は、本市で発生するようなことはないのか。

3点目は、古い老朽管の水道管、現在どれぐらいあって、それに対する事故対策の取り組み、漏水管の設置率は、午前中の中で言われておりましたが、それを変えるために年次計画をとってやる必要があると思うんですが、そこら辺について、取り組みの中でどうしていくのか、ご答弁ください。

○田畑議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○梅田上下水道局長 尾和議員のご質問の5番目、和歌山市の水道漏水事故、本市の対策はについての1点目、和歌山市の漏水時の原因は何かのご質問にお答えします。

和歌山市での漏水の原因として、報道でも示されているとおり、水道管の老朽化ではなく、埋設されていた2本の材質が異なる水道管が道路の振動等による沈下で接触し、異種金属腐食の現象により腐食したことが漏水の原因と考えられております。

次に2点目、本市で発生することはないのかのご質問にお答えします。

本市では、岩出市上水道工事設計基準書に基づき、水道管の離隔を50センチ以上確保して埋設していることから、今回の和歌山市における漏水事故のような事案は考えにくいと思われれます。

次に3点目、古い水道管は現在どのくらいあるのか、及び事故対策の取り組みはどうかのご質問にお答えします。

本市においては、アセットマネジメント計画により、法定耐用年数の1.5倍の60年まで使用するものとして延命を行っています。市で位置づけている60年を超えた老朽管はございません。本市では、漏水事故を未然に防ぐため、毎年、専門業者による漏水調査を実施し、早期に修繕を行っています。また、石綿管については、平成19年度に改修を完了しておりますが、古い開発地の中の移管された水道管では漏水が懸念されるため、引き続き調査を行ってまいります。

なお、毎月、事業部と連携し実施している道路パトロールにおいても、漏水の早期発見に努めております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 今、水道管について、法定耐用年数については約40年だということを言われながら、1.5倍の耐用年数があるということをおっしゃってありますが、水道管の法定耐用年数というのは40年と一応決めておるわけですから、40年を超える水道管

については、順次替えていくという事前事前の取り組みが必要であろうと、私は考えております。

和歌山市と同様のことは起きないということではありますが、全然ゼロかということ、そうでもないというふうに私は認識しておりますので、ここら辺についてどうしていくのか。今後、老朽管の問題については、年次別に計画を立てて、新しい水道管に替えていくという計画はあるのかないのか、これについてお聞きをしておきたいと思っております。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○梅田上下水道局長 尾和議員の再質問にお答えします。

まず、先ほど申し上げました水道管の40年ということですが、これは法定耐用年数は40年とされていますけれども、この40年というのは、地方公営企業法に基づく固定資産の減価償却に用いる年数でございます。実際にはそれ以上の耐久性がございます。

このことにつきましては、厚生労働省の示す管路更新基準となる実使用年数により、管種等を勘案して、60年を実質的な耐用年数と想定してございます。

また、岩出市では、和歌山市で起こったような異種金属腐食を起こす可能性があるところにつきましては、既に絶縁性の被覆を行ってございます。

それと、更新の計画につきましては、アセットマネジメント計画に基づきまして更新を行ってまいります。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 更新計画については、今後やっていくということではありますが、具体的に更新計画の内容についてご答弁ください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○梅田上下水道局長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

アセットマネジメント計画で、水道管の布設時期が重要度等により優先順位を定めており、順次改修を実施してまいります。現在においては、主に下水道事業に伴う移設工事により、配水管の更新及び耐震化を進めてございます。

令和2年度において、アセットマネジメント計画に基づき、基幹管路の基本設計を作成し、中長期の財政支出の見通しを立てまして、計画的に更新を行ってまいり

ます。

○田畑議長　これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員　最後になりますが、子育て支援について、今回は質問させていただきたいと思います。

中でも、今回、多胎児、児童への支援についての件であります。

最近、痛ましいニュースで、昨年、2018年の1月16日に、愛知県の豊田市で生後11カ月の三つ子の次男を床にたたきつけて死なせたという。その後、30歳の母親に傷害致死の罪で懲役3年6カ月という実刑判決が言い渡されております。その後、控訴をしておりますが、その中で、野村裁判長の判決理由は、生後わずか11カ月の無抵抗、無防備の乳児を1メートルを超える高さから強い力でたたきつけ、生命身体に対する危険性が高く、悪質と指摘をして、次男らの鳴き声に対するいら立ちをぶつけたという動機はまことに身勝手に、しかも過剰な反応として、一方で、被告は鬱病に罹患している中で、負担の大きい三つ子の育児を懸命に行っていたとも述べております。

豊田市の事件では、母親は、2017年に不妊治療の末、三つ子を出産し、妊娠期には夫婦そろって市が主催する育児教育に通い、夫は半年間の育児休暇を取得するなど、育児に向き合おうとする様子がかがえていたと言われております。

しかし、三つ子の育児の負担は過酷だ。母親は三つ子に対して、毎日24時間以上、ミルクをあげており、1日1時間も眠れない日が続いておったと言われております。そうした母親を継続的に支えることができる人は周囲にはいなかったと言われております。夫はおむつ替えに失敗したり、子供をうまくあやせなかったりしたため、次第に耐えることができなくなったという。実家の両親も祖父母の介護に追われ、この育児支援にまで手が回らなかったと言われております。

事件を防げたかもしれない場面もあった。2017年の5月、三つ子の母は、豊田市が実施した3・4カ月の健康診査の際、問診票の子供の口を塞いだという欄に印をつけていたと言われております。また、長男の背中にあざが見つかった。いずれも担当の保健師や医師が母に事情を聞いたものの、虐待と断定できる根拠はなく、行政が家庭に介入することはなかったと言われております。

そこで、多胎児にスポットを当て、私たち市民派の近畿圏議員協議会の中で取り組まれておりましたので、この問題について、岩出市においてもどうしていくのか、

聞いておきたいと思ったわけであります。

最近、双子のお子さんを育てている方に、子供玩具店でお会いし、話を聞きました。まことに大変な子育てだなど、そのように私も感じております。そういう中で、岩出市において、この支援の現状と今後の対応について、どうすべきかを質しておきたいと思えます。

まず、産後支援についてであります。岩出市ではどのようにされているのか。

多胎児出産の岩出市における状況はどうか。その支援についてどうされているのか。

3番目に、当然、多胎児の乳児を育てるためには、男性の協力は不可欠であります。その育休について、どのように認識をされているのか。

これについて質問をいたします。ご答弁ください。

○田畑議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 尾和議員ご質問の6番目の1点目、産後支援についてにお答えします。

昨年4月からの子育て世代包括支援センターの設置に伴い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築しているところであります。産後の支援に関しましては、産婦健診を産後2週間、産後1カ月の2回実施しています。また、産後ケア事業として、出産後、家族などから支援を受けられず、体調や育児に不安のある産婦が安心して子育てができるように、訪問型、デイサービス型、宿泊型を実施しています。訪問型は、助産師と保健師による訪問指導、デイサービス型は、医療機関、これは産科であります、での母乳相談や母体の精神的な休養の場の提供であり、宿泊型は、医療機関、同じく産科に、母子で宿泊し、母体管理や生活面の指導を行うものです。

2点目、多胎児出産の現状と支援についてにお答えします。

多胎児出産については、平成29年度で双子が2組、三つ子が1組、平成30年度で双子が4組、今年度で双子が3組、生まれております。妊娠中から医療機関と連携をとり、妊娠6カ月で電話連絡し、必要であれば助産師と保健師のペアで訪問しております。その後、妊娠8カ月でも電話連絡と訪問により支援をしております。出産後も引き続き医療機関と連携し、早期に訪問による支援をしております。

次に3点目、男性育児休暇の取得についてですが、市民の状況については、昨年度実施した第2期岩出市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査

の結果によると、育児休業制度を利用した父親は3.4%となっております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 そこで、これ多胎児出産の問題についてですけども、なぜ多胎児出産が多いかという背景なんですけども、不妊治療とかそういうことで、婚期が遅くて、高齢者が出産しますと、人口比で占める厚生労働省の発表では、40歳から44歳で2.71%、30歳から34歳では2%ぐらい、100の出産があれば2人ぐらい、それから45歳では5組程度、まあ6組ですね、5.95%ですから。そういう背景があって、双子の赤ちゃん、三つ子の赤ちゃんが出産をしているということやと思うんですが。

今、部長のほうから、子育てに対する申し入れの取り組みなんですけど、これ枚方市の私の知っている議員のほうからいただいたんですけど、枚方市のほうでは、多胎児出産においては、申し込みをして、その後、育児援助、乳あげたり、おむつの交換やったり、沐浴したり、育児援助等、家事援助という形で食事の準備、片づけ、居宅等の掃除、整理整頓、衣類の洗濯、補修、生活必需品の買い物、日常的な家事等をしていると。1回2時間で無料として、支援制度があるということであるんですけど、今の答弁では、そういう制度は、岩出市には、言っていたらやりますよということじゃなくして、具体的に、そういう育児支援、家庭訪問事業という制度が構築されているのかどうか、これについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、2点目は、同じく、子育て家庭の支援の1つとして、ファミリーサポートの利用についても取り組みをしておられます。

それから、3点目は、保育所入所の際に、多胎児を育てる親の負担や多胎児だからこそある子供同士へのつながりを絶つようなことのないよう希望されている家庭が、なるべく同じ保育所に通うことができるように、利用調整の際の加点を追加すべきだということで取り組みを実際にされておるんですけど、岩出市では、そういう具体的に取り組みはされているのかどうか、ご答弁をください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、枚方市でやっているような多胎児の出産したときの育児援助、家事援助みたいな制度があるのかということなんですけども、養育支援訪問事業という形で、現在、生活支援課のほうで対応はしております。

それから、ファミリーサポートセンターにつきましては、岩出市の委託先がござ

いますので、利用していただくことはできます。

あと、多胎児についての同じ保育所にするのとかかというお話ですけども、先ほど申し上げましたように、多胎児の数がそんなに大きな市ほど多くはございません。同じ保育園にするとかかというようなことはしておりませんが、先ほど、部長のほうから答弁ありましたように、多胎児の子育てというのは非常に大変ですので、保健師がその都度連絡をとって、産前から訪問しているような形でケアをとっております。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 今、課長が答弁いただきましたが、支援なんですけども、時間とか、無料なのか、有料なのか、ここら辺については、1回何時間を想定されておるのか、ここら辺については具体的に岩出市はどうなっていますか、ご答弁ください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員の再々質問にお答えします。

済みません。生活支援課のほうでやっておるもので、あれなんですけども、養育支援訪問事業につきましては、家庭相談員が行っておるんですけども、訪問については無料なんですけども、事業については一部有料というふうになっているそうです。それと、時間については2時間です。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。